

# 近代的土地所有と住民組織

——石川県の事例から——

奥田晴樹

## はじめに

日本における近代的土地所有の実相を、住民組織(一)との関係を軸に、明治・大正期の石川県での事例に即して検討することが、ここでの課題である。

この問題では、すでに坂根嘉弘が理論的概括を試みている。そこでは、法制上では私人の自由な土地所有が確立されているにもかかわらず、実態としては、土地の所有主体は家であり、その利用には村、すなわちここでいう住民組織が強い規制力を働かせており、それは地主—小作関係、さらには土地所有そのものまでに及んでいる、とされている(二)。この坂根所説は、幾つかの検討を要する研究上の問題を提起していると思われる。

第一に、わが近代的土地所有の法制は、いつ確立したかと言えるのか、またそれは完全に「私人の自由」な土地所有なのだろうか。第二に、土地所有に対する住民組織の規制は、なぜ、そしていつまで続くのだろうか。

第一の課題については、すでに別途に検討を加え、法制上に限ってみても、少なくともその法的確定には帝国憲法の制定が必要であり、しかもそこでの私有財産権には国体が留保されていることを明らかにしている(三)。そこで、ここでは第二の課題に、明治・大正期の石川県、とりわけ石川郡藥屋村末正区(現、美川町)の事例に即して取り組んでみたい。

## 一 割地慣行と地主—小作関係

わが近代的土地所有の法制と実態とを突き合わせて検討する作業

は、すでに石川県における割地慣行の問題で試みている(四)。

この割地慣行は、旧加賀藩領の本田畑に広汎に展開しており(五)、ここで検討対象とする近世の加賀国石川郡末正村が所在する加賀平野の米作地帯では遍く行われていたとみられる。そして、この慣行は、地租改正実施後も継続された地域があり(六)、後述するように、末正区も同様だったと考えられる。

割地慣行の実施主体はまさしく住民組織だった。したがって、この組織が地主—小作関係や土地所有に規制力を働かせているとすれば、この石川県での事例の場合、その背景として、まずもって、この慣行の存在を想定しておかねばなるまい。その点については、すでに、鎌田久明と丹羽邦男による先行研究がある。

鎌田は、能登国鹿島郡良川村(現、鳥屋町)の事例を検討している(七)。この村では、寛政期に、請作たちが「代銭」を支払って、村高一、一〇〇石余のうち三三〇石を「永代買請」て「家録」と心得て「所持」してきた。ところが、親作が、壬申地券が交付されたのを理由に、「代銭」も返さずに、この「御地盤高」の返還をせまってきた。これに対し、請作人側が抵抗し、「永請」を確認することとで一応着着した。しかし、将来に不安を抱いた請作側は、明治六年(一八七三)八月、「御地盤高所持」の経緯を説明した上で、地券の交付、それが規則上不可能なら今後小作させるよう親作を説諭するよう、石川県に嘆願した。そこで、翌明治七年(一八七四)三月、県は、親作・請作双方に永小作を取り決める約定書を取り替わすよう申し渡したのである。鎌田は、請作の「御地盤高所持」を耕作権的持分権と把握し、この紛議を通じて、県によってそれが実

質的に確認されたと見ている。

鎌田もそのように考えているが、こうした「御地盤高所持」が可能になるのは、当然、割地慣行が存在しているからだろう。さすれば、県は、この明治七年の時点では、割地慣行に手を着けず、したがって同年一〇月に始まる能登国での地租改正事業もその前提に立って進めて行こうとしていた、ということになろう(8)。実際、県が割地慣行を問題にするようになるのは、地押調査の段階以降である(9)。

それとともに、ここで確認しておかねばならぬのは、この永小作の取決めによって、従前の親作―請作関係が、近代的な所有権法の規範の下にある地主―小作関係としての法的外被を、否応なくまとうことになった点である。県は、割地慣行の実態には手を着けず、近代法の外被の内に、なんとかそれを包み込もうとしているわけである。問題は、それが包みきれぬかどうかだが、前述したように、地押調査の段階ではその困難さを認識し、割地慣行の廃止を指導するように努めていったものと考えられる。

丹羽は、加賀国能美郡湯谷村(現、寺井町)の事例を検討している(10)。この村では、明治一九年(一八八六)の地押調査を機に鬮替による割地が行われる。大正一三年(一九二四)の農商務省の調査では県下最大の地主になっている酒井家は、同村に旧草高では田畑を六五石五斗、反別では田畑と宅地を合わせて四町六反七畝二〇歩となる土地を所有していた。「天保郷帳」での湯谷村の村高は六七〇石だから、酒井家はその一割弱を所持していたことになる(11)。酒井家は、当初、割地の実施に反対していたが、村側はそれを押しきり同家の所有地も含めて実施し、結局、同家もそれを認めている。酒井家は能美郡五間堂村(現、根上町)にも旧高で四七石余、同村高七七一石(12)の約六パーセントを所持していたが、ここでも明治一九年に割地が実施されている。

湯谷村は、割地の実施のあたり、酒井家と約定を取り結び、①割地実施後、同家所持の旧草高分の地所を同家名義で、地押調査の諸

公簿に記載し、誤って一筆でも他人名義で登録された場合は同村の地主惣代が自己の所有地の中から同家にその望みの地所を提供する、②地租改正で決定された同家所有地の地価二、六四五円六八銭をその地価とする、③地押調査の結果、官の検査で不都合が生じても、同家に「切渡」した「地盤」は変更しない、ことを確認している。

丹羽は、明治一七―一八年(一八八四―八五)に締結された湯谷村の酒井家所有地の小作契約書五通を分析し、①小作料が定額で、しかも作柄に左右されない定額方式をとる、②小作人側が地主名義で地租や地方税、村協議費など一切を納める、③将来、減租があつた場合、その減租分は地主・小作人間で折半する、④小作年限が三通は永年小作、残り二通も契約書上は一〇年期となっているが、現実には永小作と推定される、ことを明らかにしている。

こうした検討をふまえて、丹羽は、この事例を割地慣行が私的所有権を侵害したものと把握し、村落共同体結合の強さが地主的土地所有の成長の弱さをもたらしていると理解している。

明治一九年の地押調査の際、能登国鹿島郡花園村(現、七尾市)の事例ですでに検討しているが、石川県は割地慣行廃止の指導に乗り出している(13)。しかし、湯谷村の事例は、この指導の前途が容易でないことを物語っていると見えよう。

これらの先行研究は、壬申地券の交付、地租改正、地押調査という近代的土地所有の法制を社会経済的に定着させる一連の政策の実施過程において、石川県では、住民組織が、割地慣行を継続させる動きと密接な関連の下に、近世以来の親作―請作関係を近代的な所有権法の規範の下にある地主―小作関係へと、その法的外被を着替えることを一応は受け容れたものの、近代的土地所有の権利行使を、実質において規制する実態をつくり出していることを明らかにしている。問題は、いったい、これがいつまで続くのか、裏返せば、こうした事態が解消されるとすれば、その契機はなにか、ということころにある。まさしく、これは、ここでの検討課題である。

## 二 末正区の概況

ここでの検討対象である石川県石川郡蝶屋村末正区（現在の住居表示は石川県石川郡美川町末正町）の概況から見て行こう。

末正区の近世における前身は加賀藩領加賀国石川郡末正村だが、その村高は、「天保郷帳」では九六石九斗四升となっている<sup>(14)</sup>。

「加賀国石川郡村誌」（「皇国地誌」）によれば、地租改正以前の明治八年度（二八七五）の貢租は米で五七石五斗八升二合だったが、改租の結果、有租地の反別は、田が一八町三反三畝二八歩、畑が九畝一七歩、宅地が一町二反二畝五歩、原野が一反七畝三歩で、合計一九町八反二畝二三歩、その地租は二八一円二錢四厘となっている<sup>(16)</sup>。

維新後の末正村の戸口は、「皇国地誌」に記載された明治九年（一八七六）一月一日付の調査記録によれば、戸数は、本籍が平民二八戸、家数が二五軒、うち本籍が二四軒、社が一軒、人口は二九人となっている。また、生業は、農業が一四戸で、そのうち、染物職・酒造業・油商の兼業が各一戸あり、その他は染物職が一戸、請酒商・煙草小売商でいずれも飲食店の兼業が各一戸、日稼で飼鳥業の兼業が七戸となっている<sup>(16)</sup>。

また、その農業事情と密接な関係にある地勢と地味について、「皇国地誌」には次のように記載されている<sup>(17)</sup>。まず、地勢。

全土平坦 北方海ヲ距ル一十二町許 北陸街道湊回道ニ属シ  
道ニ沿テ村落アリ 運輸便利薪炭乏シカラス

次に、地味。

土色赤黒 其質下等 且湧泉多シ 水利ニ便ナリ  
海岸から少し離れ、街道沿いに集落を営む加賀平野の農村で、地

味はかならずしもよくないが、水利に恵まれ、交通の便がよく、燃料には不便していない、というのが「皇国地誌」に描かれた末正村像であろう。

廃藩置県後、末正村は、明治五年（一八七二）七月付制定の区画

では加賀国第一区一番組（一ヶ村所屬）、ついで明治九年（一八七六）一月一日付制定の区画では第一大区小八区（二九ヶ村所屬）に、それぞれ属している。その後、末正村は、明治十一年（一八七八）七月二日付制定の郡区町村編制法で自治団体としての法的地位を認められるが、明治十七年（一八八四）六月三〇日付編制の連合町村では西米光村外十三ヶ村戸長役場の管轄に属している。さらに、明治三二年（一八八九）四月一日付で町村制が施行されるに際し、それまで連合していた諸村のうち、西米光・鹿島・蓮池・平加・本吉新・長屋・手取・手取新の八ヶ村と合併して蝶屋村を成立させ、その一区となるのである<sup>(18)</sup>。

末正区の戸口は、昭和八年（一九三三）四月現在、戸数が三三戸、人口が一四五人である<sup>(19)</sup>。戸数は蝶屋村の九区の中で最も少なく、人口は下から三番目である。前述のように、明治九年の戸口が二四戸・二九人であり、この間の戸口の変化は微動の域にとどまると見てよからう<sup>(20)</sup>。

また、昭和七年度（一九三二）の民有々租地は、田地が一八町六反三畝六歩、畑地が三反四畝二歩、その他が一町七反五畝九歩、合計が二〇町七反三畝六歩であるという<sup>(21)</sup>。田地は民有々租地の九割弱を占めている。前引の改正反別と比較すると、田が二反九畝八歩、畑が二反五畝四歩、その他が三反六畝一歩増反している。反別が三倍以上になった畑に比べると、田は微増にとどまっている。末正区となって以降の農業事情を直接物語る文献は見当たらないが、蝶屋村全体については「石川県石川郡誌」に記述されており、そこから末正区についてもある程度うかがうことができると思われるので、以下でそれを見てみよう。

まず、地質と地味<sup>(22)</sup>。

本村は手取川右岸下流の沖積層にして、稍砂質に富むと雖も、地味一般に肥沃にして、大部分は水田とし、灌漑の便能く備はりて五穀豊熟す。海岸の砂地又犁鋤によりて畑となり、桑甘藷等盛に栽培せらる。本村には元湿田少からざりしが、明治二十

九年八月大洪水あり、手取川の堤防決壊し、濁流襲ひ来りて、本村全部を浸すこと数日、多くの土砂沖積し、湿田の乾田と化したるもの少なからず。之に反して良田の川と化し、一時免租地となるもの多く、就中其の影響の大なるは平加なりき。

前引の「皇国地誌」の描く末正村像では、湧き水が多く地味はあまりよくないとされていたが、『石川県石川郡誌』にある、元来は湿田が多かった、という記述と符合していると考えられる。しかし、明治二十九年（一八九六）八月に起きた手取川の大洪水がもたらした土砂の堆積で湿田が乾田に変わり、地味は一般に肥沃となったというが、末正区はまさしくこれにあてはまるところだろう。

次に、灌漑<sup>(23)</sup>。

本村水田の灌漑は、全く手取川七箇用水の一なる大慶寺用水を以てし、給水に不便を感ずること殆んどなし。

そして、農業生産<sup>(24)</sup>。

古くより農会の設立、組合の設立を見、米作は勿論、麦蔬菜其の他養蚕の如き、皆改善発達を計るがために種々画策せしを以て、今や農産物の総額は二十四万円に達せんとせり。

なお、蝶屋村農会は明治三四年（一九〇一）七月一〇日に設立され、産業組合は、まず西米光区と手取区で明治四四年（一九一）に創立され、大正七年（一九一八）四月にそれらを吸収し蝶屋村全体を区域とする産業組合が成立している<sup>(25)</sup>。

耕地は、大正一三年（一九二四）現在、民有々租地三七八町五反九畝二二歩のうち、田が三〇七町八反五畝五歩で、八一パーセントを占めている<sup>(26)</sup>。前述したように、末正区は九割弱だから、同区は村の中でも田地の比率が高いと言つてよからう。

耕地整理は、大正一三年現在、「九区中六区は既に竣工し」<sup>(27)</sup> ているが、手取・手取新両区は耕地の一、二割程度の竣工にとどまり、末正区は全く竣工していない<sup>(28)</sup>。末正区の立ち遅れは、耕地に占める田地の比率が高いことと併せて留意しておきたい。

農家戸数は、大正一三年現在、二八四戸で、全戸数四〇五戸の七

〇パーセント余を占めている<sup>(29)</sup>。

これを要するに、蝶屋村は、手取川河口の扇状地をなす沖積平野の末端にあり、一般に地味と水利に恵まれている。その中で、末正区は、海岸から少し離れ、加賀平野の街道沿いに集落を営む、規模の小さな米作中心の純農村である。耕地整理では立ち遅れているが、それを除けば、特段に変わった特徴があるわけではない、加賀平野に広汎にみられる純米作農村の一つというのが、末正区の概況であろう。

### 三 地主—小作関係の規制

現在、末正町が区有文書として所蔵する史料の中に、住民組織としての末正区が地主—小作関係や土地所有を規制したことを示すと思われるものが三点ほどある。以下、年次の古いものから順に、それらを検討して行こう。

最初は、明治三十三年（一九〇〇）一月二四日付の、以下の「契約証」である<sup>(30)</sup>。

#### 契約証

今般吾々末正区ノ農事者一統協議ノ上、左ノ合意ノ契約ヲ締結シ互ニ相確守スルモノトス

① 当字地所ニシテ他町村又ハ他字ノモノノ所有ニ係ル土地ハ惣テ元売渡人若シクハ当時ノ小作人ノ承諾ヲ経サレハ買受ケサル事

但シ区外ノ地所ニシテ元本字ノ者ノ所有ニ係ルモノモ本項ニ準ス

② 前項地所ヲ買受タルトキハ区内当時ノ小作人ノ承諾ヲ経サレハ他へ小作ヲナサシメサル事

③ 一区区内土地所有者ハ現今ノ卸付地ヲ小作人ノ承諾ヲ経ズ可及的之レヲ取揚ケ又ハ他へ卸付ヲナス可カラズ

但シ親作ニ於テ地所ヲ売却スルカ若シクハ増作スル等或ハ小作人ニ於テ徳米ヲ滞納シタルトキハ此ノ限ニアラズ

① 小作米ハ現時ノ量米ヨリ増減シテ受卸ヲナサ、ル事

但シ増税又ハ他ニ例アルトキハ増加スル事アル可シ

⑤ 小作人ニシテ親作ヨリ土地受卸ヲナサントスルトキハ其地所若シ現ニ他人ノ受作地ナルトキハ其小作人ノ承諾ヲ経サレバ受卸ヲナサ、ル事

但元小作人ニシテ徳米不納又ハ不足ノ場合ハ本文承諾ノ限

リニアラズ

⑥ 当区ノ作田ニシテ区外ノ者ノ所有ニ係ル土地ヲ旧慣ニヨラズ

小作米ヲ増加シテ小作ヲナサ、ル事

⑦ 小作人ハ親作人ノ承諾ヲ経ズ作田ヲ変更ス可カラズ

⑧ 区外ノ地所ニシテ当区作田ヲ他町村ノ所有者ヨリ作田ヲ取揚ラレタルトキハ其事情ニヨリ小作人中ヨリ相当作田ヲ補給スル事

⑨ 親作ハ惣テ法定ノ小作権ヲ有スル者ナレバ売買・讓与ニ付テ

ハ小作人ニ於テ一切干渉セザル事

⑩ 小作人ハ自今受作地ニ対スル小作証書受人連署ニテ毎年親作

ヘ納入スル事

⑪ 当区内ノ作土ヲ爾後他町村又ハ他字ノ者ヘ卸付ヲナサ、ル事

但シ事情ニヨリ他ヘ卸付ヲ為スモ妨ナシ

⑫ 本契約履行ノ為メ農事世話人若干ヲ置ク、其選出方左ノ方法ニヨル

一 小作人中ヨリ一名

一 親作中ヨリ二名

一 当時ノ区長一名

一 小作・親作關係ナキ者一名

右条項ニ於テ選挙スルモノトス

⑬ 農事世話人ニ当選シタル者ハ左ノ権限ヲ委任シ本契約施行一

切ノ責ニ任ズ

一本契約ニ違反スル者ハ其情状ニヨリ左ノ処分ヲ為ス事

一 謝罪文

一 絶交

一 公課金ノ増課ヲ其筋ヘ請願スル事

一本区内土地卸付米ハ従来ノ慣例ヲ酌量シ親作・世話人協議ノ上、一步ニ対スル数量ヲ取極メ小作人ヘ通告スル事

⑭ 本契約ニ該当スル事項ヲ生シタルトキハ事大小ニ不拘世話人ヘ通告スル事

⑮ 本契約施行ノ為メ要シタル費用ハ契約者一統ニ於テ負担スルモノトス

⑯ 本契約ニ加入セサル者ハ当区ヨリ絶交スル者トス

右ノ条々堅ク相守リ決シテ違反不致、為其各自記名調印スルモノトス、但本契約ハ当時ノ戸主而已調印ヲナシタルモ家族ニシテ違反者アルトキハ其戸主ヲ処分シ且ツ本契約ハ将来ノ家督相続者モ其相続ト共ニ遵守ノ責任アルモノトス

明治三十三年正月二十四日

石川郡蝶屋村字末正

中野 六右衛門 圓

(外二〇名、署名捺印省略)

追テ本契約証ハ親作・小作双方ニ於テ一通宛保管スル者トス

当区内

惣代 谷野 文右衛門 殿

小中 伝兵衛 殿

東 半次郎 殿

谷野 清太郎 〇

(外四名、署名捺印省略)

農事世話人中一名死亡ノ為メ更ニ一名ヲ認命ス

大正十年一月十五日

馬田 弥三松

近世の村寄合に由来する住民集會は、平成一四年(二〇〇二)現

在でも末正町では「総会」と呼ばれて定期的に開催されているが、中でも年頭の一月に開かれる「初総会」は、「各一戸一名参加し、前年度事業報告と決算報告及び新年度各事業の予算案及び各種事業計画審議」が行われている<sup>(31)</sup>。この「契約証」は日付から見て、現在は「初総会」と呼ばれている年頭の住民集会で議定され、また結語中に「本契約ハ当時ノ戸主而已調印ヲナシタル」云々の文言があるところから見て、区内の全戸主が署名捺印して締結したものであると思われる。

この「契約証」に見られる規制は以下の通りである。

第一に、区外の者が所有する区内の地所を、区内の住民が購入するケースである。①その地所の元の所有者もしくは現在の小作人が区内の住民である場合、その承諾なしに、区内の他の住民がその地所を購入してはならない(第一条)。②この規制は、区内の住民が所有する区外の地所を、別の区内の住民が購入する場合にも準用される(第一条但書)。③また、地所を購入した場合でも、区内の従来の小作人の承諾なし、別の者に小作させてはならない(第二条)。これらは、区外の者が土地所有権を行使して所有地を売却することは阻止できないから、区内の住民の動きの方を規制して、地主—小作関係の現状を固定し、土地の集積や小作人の交代による住民間の経済的地位の変動を極力抑え込もうとしたものと考えられる。

第二に、親作(地主)が区内の住民のケースである。①親作は、従来の小作人の承諾なし地所を取り上げたり、別の者に小作させてはならない(第三条)。②ただし、親作が所有する地所を売却するか、あるいは手作地に編入する場合や、小作人が小作米を滞納した場合、この規制の対象から除外する(第三条但書)。③増税や他に例がある場合を除いて、現在の小作米を増減しない(第四条)。④区内の土地は、今後、区外の者には小作させない。ただし、事情によっては許される場合もある(第一条)。

以上の二つは、親作ないし土地を購入して親作になろうとする区内の住民に対する規制である。これらの住民の場合、その土地所有

権の行使は、その「自由な」意思にすべて委ねられるのではなく、この契約に参加することで、その一部が住民組織による規制を受ける結果となっている。もちろん、手続き形式の上では、この契約への参加はその「自由な」意思による以外にはあり得ないが、後述するように、契約未加入者には「村八分」の措置をとるといような社会的環境の下では、はたしてその参加が「自由な」意思の発動のみ言い切れるか、すこぶる疑問であると言わざるを得ないのではなからうか。

第三は、小作人の住民に対する規制である。①すでに小作されている地所を小作するときは、従来の小作人の承諾が必要である(第五条)。②ただし、従来の小作人が小作米を滞納したり、完納できていない場合は、かならずしもその承諾は必要ない(第五条但書)。③区外の者が所有する区内の耕地を小作する場合、小作米を従来の慣行以上に増やさない(第六条)。④親作の承諾なしに、耕地を変更しない(第七条)。⑤親作は「法定の小作権」、つまり土地所有権を持っているから、その所有する地所の売買や譲与に、小作人は一切介入してはならない(第九条)。⑥今後、小作する耕地について小作証書を、毎年、保証人と連署して、親作に納入する(第一条)。

これらの規制のうち、①、またおそらくは③も、小作人が営農規模を拡大するのを抑えようとしたものとみられ、これによって、小作間の階層分化の進展に歯止めをかけ、この方面からも地主—小作関係の現状固定化をねらったものと考えられる。一方、④・⑤・⑥は親作の権利を保護する規定である。いずれにしても、現存の地主—小作関係のバランスを崩さないようにすることが、これらの規制の趣旨である点には違いなからう。

第四に、小作人の住民間の相互救済規定である(第八条)。想定されるケースは、区外の住民の地主が区内に所有する土地を小作していた区内の住民の小作人が、地主によってその土地を取り上げられた場合である。このケースでは、区内の住民の小作人には、それ

を規制することができない。そこで、区内の住民の他の小作人たちが自分たちが小作している土地の一部をそれぞれ提供し合つて、取り上げられた分に相応する土地を小作させるように取り計らつてやろうというわけである。

実際には、これは、小作料なしの又小作関係の成立をもたらずだろ。その場合、提供された小作地の地主が区内の住民であれば、「契約証」作成によつて、すでにこの規定を受け容れているのだから、その発動には何ら問題はないはずである。問題は、その小作地の地主が区外の住民の場合である。その場合、はたして小作地を提供した小作人たちは、それぞれの地主に小作人の変更の了承を取り付けるといふ手続きを踏んだ上で、それを行うかどうか、である。手続きを踏んだとしても、地主が了解するかどうかかわからないし、地主に隠して行つた場合、発覚すれば一悶着起きるのは必至だろ。まして、区外の小作地では隠すことも容易ではなからう。したがつて、提供される小作地は、区内の住民の地主が区内外に所有する土地で、区内の住民が小作している所ということにならざるを得ないのではなからうか。もつとも、現実には、こうした事態が生じた場合、この規定通りに事が運ぶかどうかは全く別問題だから、これは「契約証」作成時点での、住民たちの考えを斟酌したにすぎない。いづれにせよ、この規定も住民間の経済的地位の変動の抑制措置であることは間違ひなからう。

第五に、こうした住民間の契約を履行するため、一連の制度が設けてられている。

まず、農事世話人である。それは、それぞれ選挙で選ばれた、小作人代表一名、地主代表二名、区長、中立（完全な自作農か）代表一名の、五名からなり（第一二条）、契約の履行に責任を持ち、違反者の処分や、地主との協議により従来の関係を酌量した小作米の決定を行うことになっている（第一三条）。また、契約の履行に伴う経費は、契約に参加した住民全員で負担することを明記している（第一五条）。

そして、この契約を住民に遵守させるために、契約に該当する事項が生じた場合、農事世話人に通告することを、住民に義務づける（第一四条）とともに、違反者には、謝罪文、絶交、公課金増額の請願といった処分を課すことになっている（第一三条）。さらに、家族が違反した場合でも戸主を処分することや、この契約が家督相続者に継承されることも規定している（結語）。

最大の問題は、区内の住民でこの契約に参加しないものが出た場合である。最終条で未加入者とは絶交することを規定し（第一六条）、近世以来、住民組織の紐帯を維持する究極的手段である「村八分」の措置をとることになっている。これは、割地慣行が存続し、水利などの共同組織が不可欠な営農や、冠婚葬祭や通過儀礼なども含む生活の事情を考えれば、実際において十二分に現実的な威力を有する規定と見てよからう。

こうした一連の制度によつて、この規制の区内全住民への貫徹と恒久化がはかられているのである。後筆で、死亡による農事世話人一名の交代について、大正一〇年（一九二一）一月一五日付で追記されており、この契約が成立時から二〇年余を経て、なお有効性を保持していたことがわかる。

#### 四 土地所有権行使の規制

前出の「契約証」は、直接的には地主—小作関係を規制しようとするものだが、区内の住民の地主の場合、間接的にその土地所有権の行使を部分的に規制される結果となつていゝことは、すでに見た通りである。

大正三年（一九一四）一月二二日付の、以下の「承諾書」では、より直接的に、住民の土地所有権の行使が規制されている（32）。

##### 承諾書

今回当末正区惣寄決議に基き左之土地に対し大正参年壹月より大正七年拾貳月迄五ヶ年間如何なる理由ある共、他人に売買・譲与又は開墾致間敷、為後日各自所有者連署・捺印し承諾仕り

候也

番号	地目	氏名
へ百六十三	畑	三木 たつ <sup>㊦</sup>

(表中外二三筆、署名捺印省略)

大正参年卷月式拾弍日

蝶屋村字末正区長事務所御中

ここでは、前出の「契約証」よりも一歩踏み込んで、住民組織である区が、区内の一四筆の土地について、大正三年一月から同七年(一九一八)二月までの五年間、理由の如何にかかわらず、その売買・譲与・開墾を行わない旨の承諾書を、それら土地の所有者から取っているのである。売買・譲与は土地の所有権、開墾はその利益権の行使であるが、時限的にもせよ、それが禁止されているわけである。

その禁止措置は区の「惣寄」の決議によるものだが、この「惣寄」は、日付から見ても、毎年正月に開催される、前述した今日では「初総会」と呼ばれている住民集会と見てよからう。同じ石川郡の吉野谷村の上木滑区の場合は「初寄会」と呼ばれており<sup>(33)</sup>、この用例からもそのように考えて差支えなからう。

また、この区は、蝶屋村の場合、石川郡の他の諸町村と同様、区長の選任が町村会の議決事項、区長手当がその報告事項となり、町村行政の末端機構としての役割を公的に担っているものと見られる。行政史料がほとんど残っていない蝶屋村だが、大正一四年(一九二五)七月九日付で村長から各区長宛てに「農政調査資料蒐集ノ件」と題する文書が出され、土地の価格・小作料・賃貸料を地目・階級別に調査することが要請されている<sup>(34)</sup>。これは、蝶屋村での区が行政上、公的な役割を担っていることの一証左とならう。

いずれにせよ、住民の土地所有権の行使を直接禁止する、これだけの措置が区として決定できるわけだから、前出の「契約証」に見られるような地主・小作関係の規制は、十分に機能していたと考えよからう。

問題は、なぜ、このような措置が取られたかである。しかし、その検討はひとまず脇において、それを考える素材という意味もあるので、区内の土地に関する、末正区の、もう一つの取り決めを見ておこう。それは、前出の「契約証」が有効性を保っていることが確認し得る期間に属する、大正九年(一九二〇)一月一〇日付の、以下の「定約証」である<sup>(35)</sup>。

定約証

今回当末正区区内土地全部ニ対シ左之事項ヲ定約ス

一自今田畑其他ノ土地増歩・開墾・変換・合併・分筆等異動ノ申請ヲ為サザル事

二将来耕地整理ヲ実行スル都合ハ明治十九年及全二十年ニ亘ル地押調査ノ現状ヲ以テ当時ノ地歩ニ配当スル事

三前項地押後異動ノ申請ヲ為シタル分ト雖モ地押調査現在歩ヲ以テ配当スル事

四畑・原野等ヨリ田ニ変換ノ状態ノ者ハ相当ノ等級ヲ付シ地押当時ノ現在歩ヲ以テ配当スル事

五他町村ノ所有土地ニ関スル者ハ其小作人ニ於テ責任アル事

六前項定約事項ハ各自子孫ニ於テ責任アル事

七本定約ニ違反シタル者ハ其当時ヨリ公課ノ倍額ヲ負担セシムル事、且ツ耕地整理ノ際、相談等ニ除外シ該増歩ヲ与ヘサル事

八本定約ハ二通作成シ区長及ヒ地主惣代各一通宛保管スル事  
右定約堅ク相守申候、依テ為後日連署一札如件

大正九年一月十日  
まず、前文でこの規定が区内のすべての土地に適用されることが宣言されている。

全八ヶ条からなる本文の第一条では、今後、田畑などの土地について、その増歩・開墾・変換・合併・分筆などの登記を申請することを禁止している。これは、前出の「承諾書」に見られるような売買・譲与の禁止とは異なるが、土地利用の面での改良結果を土地所

有に反映させるための登記行為を禁止することによつて、やはり土地所有権の行使を規制したものと見えよう。これは、結局のところ、個々の住民の土地改良を抑止する結果になるだろうし、おそらくはそれを目的として設けられた規定であろう。

しかし、土地改良一般を否定しているわけではないのは勿論である。第二条では、将来の耕地整理を想定した規定が設けられており、以下の箇条を通観すると、むしろこの「定約証」はそれに備えたものと見るべきかもしれない。その場合の耕地整理の主体は、無論、住民組織である区以外にはあり得まい。つまりは、土地改良を将来、区が主体となつて行う耕地整理に一元化し、それ以外の住民個人々人によるその動きを未然に封じ込めることが、この「定約証」の設置目的だつたと考えられるのである。

そうした前提に立つて、第二条以下の規定の狙いはつきりしてくるだろう。

すなわち、将来、耕地整理が実施された場合、連合戸長役場の管轄下に置かれた末正村時代の明治一九年（一八八六）から翌二〇年（一八八七）にかけて実施された地押調査<sup>(36)</sup>の結果、確定した地目と面積を基準に、土地を住民に「配当」する、という原則が立てられている（第二条）。当然、地押調査以後の異動が問題になるが、それ以後の土地登記上の異動は、基本的には、その際の「配当」では無視することにする（第三条）。ただし、畑や原野を開墾して田に地目を変換したものについては、例外としてその土地改良の結果を認め、地押調査で確定した面積の範囲内で、田を「配当」する（第四条）。

すでに見たように、住民に対して、将来の土地登記行為を禁止しているわけだから、過去に遡及してその事実を否認したとしても、驚くにあたらない。それはさておき、ここまでのところで、いくつかの疑問が生じてこよう。

第一に、地押調査の結果、確定した地目と面積を基準に、土地を「配当」というが、その対象となる住民がすべて連続している

のかという問題である。ここでは、それについての規定は特段、設けられておらず、ただ、将来に向かつて、この規制が住民各自の子孫まで拘束することがうたわれているのみである（第六条）。してみると、住民組織である区と個々の住民との間を、本家—分家関係を含む家というものが媒介していると考へておかないと、この問題を解くことは難しいようである。そうした家を介して「配当」するならば、おそらくこの大正九年の時点まででは、さしたる矛盾が生じる危惧はなく、それが特段の規定を欠く所以だろう。

第二に、「配当」の自身、換言すれば、その基準とされる、地押調査の結果、確定した地目と面積とは、いったい如何なるものか、有体には、地主—小作関係を内包しているのか否か、という問題である。結論から言えば、小作地をも含んでいる、と見るべきだろう。けだし、第五条で、他町村（おそらくは他区も）の住民が所有する区内の土地については、小作人がそれぞれ「責任」をもつ、と規定されている。問題は、この「責任」の自身だが、前述したように、第六条でこの規制が子孫まで拘束するという趣旨をやはり「責任」の文言で表現しているところから見て、この規制の実施については、「責任」を負うとの意味と解される。さすれば、第五条の趣旨は、そうした土地について、先の「配当」原則を貫徹させるべく、区外の地主と交渉にあたることを当該小作人に義務づけたもの、ということになるだろう。

区外の住民が所有する区内の土地ですら、こうした規定を設けているわけであり、しかもこの「定約証」は地主も含めた区内の全住民を制約するものとして設定されているから、前文にある通り、小作地をも含めた区内の土地すべてが「配当」の対象となると考へるべきだろう。将来の「配当」がそうであるとすれば、その基準となる地押調査の結果、確定した地目と面積とは、その時点での自作・小作の如何に関係なく実際の耕作地についてのものであることは、もはや疑う余地はあるまい。これは、まさしく、近世以来の割地慣行と、その下での地主—小作関係のあり様と同一の発想に出るもの

と言つてよからう。ここに、末正区における、地主—小作関係や、土地所有権の行使に対する、一連の規制の背後に、割地慣行の存続が想定される所以がある。

もつとも、こうした規制を住民に遵守させるのは、近代的土地所有の法制が厳存する条件の下では、容易でないことも十二分に予想される。であればこそ、第七条で、違反者に対して、①他の住民の倍額の公課を負担させる、②また、耕地整理の際の相談と、その結果、拡大した耕地の配分から除外する、といった処罰規定を設けているのである。

次なる問題は、こうした規制が実際にどの程度、またいつまで貫徹していったのか、そして、耕地整理は実際に行われたのか、またそれによって規制に影響が生じたのか否か、である。

## 五 耕地整理と割地慣行の行方

耕地整理の方から考えみよう。

石川県における耕地整理事業は、明治二〇年（一八八七）一月に内務省において開催された地方官会議で、農商務省権少書記官樋田魯一の欧米農業事情視察報告を聴いた石川県知事岩村高俊が、帰県後、その着手に取り組み、とくに石川郡では郡長の安達敬之が熱心で、これに呼応して同郡の上安原村（現、金沢市）の高多久兵衛が尽力して石川式田区改正と称される方式を編み出し、全国に先駆けて同郡で本格的に実施された、と言われている<sup>(37)</sup>。もつとも、これに先んじて、明治一九年（一八八六）に創設された石川郡立模範農場で田区改正が実施されているが、この事実注目して岩村知事主導説に疑義を呈する見解もある<sup>(38)</sup>。いずれにせよ、地押調査の実施と重なる形で石川県ないし石川郡が耕地整理事業を起動させたことには違いない。

さて、末正区だが、ここでの耕地整理の動きは、明治四四年（一九一〇）九月二五日付で、国有地を耕地整理地区に編入して事業を実施すべく石川郡蝶屋村字末正耕地整理組合の設立認可申請が出さ

れ、翌四五年（一九一〇）三月三〇日付で、県知事の認可が達されたことをもって、嚆矢とする<sup>(39)</sup>。

しかし、前述の如く、大正一三年（一九二四）の時点でも事業竣成面積は皆無であり、末正区での耕地整理は一向に進んでいない。それは、大正九年（一九二〇）に作成された前出の「定約証」で、将来の耕地整理に伴う土地の「配当」原則を定めているところからも、明らかである。末正区で耕地整理がなかなか進まない原因は、そうした「定約証」を設けて整理後の土地の「配当」原則を定めねばならなかった辺りにあるものと見られる。

しかし、いつまでも停頓してはおられぬ環境が周辺に形成されてくる。蝶屋村内で大正一三年（一九二四）現在、耕地整理事業を完了した区に長屋区がある<sup>(40)</sup>。末正区は、大正四年（一九一五）三月付で、この長屋区との間で、以下の「定約証」を締結している<sup>(41)</sup>。

### 定約証

今般蝶屋村字長屋川田用水ノ義ニ付、左ノ定約証差上置キ候事  
一 従来字末正区内ニ在ル字長屋使用俗称川田用水路江筋従来屈  
曲スル者ヲ直通シ并ニ南側壹分五厘・北側五厘ヲ取扱相成候  
（但旧江参分五厘、旧畦畔式分五厘、旧道参分）、依而字末正  
地内ホ百八拾壹番ノ田嵩高ナラサル事ニ取計ヒ被下度、其ノ  
為メ年貢米トシテ玄米四斗（但シ参等合格米）毎年十月五月  
日限り相納可申候事、若シ貴区ニ於テ耕地整理ノ為メ遣地回  
復成サレ候時ハ此ノ定約証ハ無効トス、前期日ニ於テ滞納ノ  
節ハ貴区ノ御勝手次第ニ相成度、此段定約証一札如件  
大正四年参月

石川郡蝶屋村字長屋

区長

委員 西川 重松<sup>㊦</sup>

同 西川 市三郎<sup>㊧</sup>

同 北 友次<sup>㊨</sup>

末正区長 (ママ) 殿

委員 喜多 覚太郎殿

同 中野 静 次殿

同 紺多 次郎吉殿

長屋区では、その耕地整理の一環として、同区が利用する川田用水の水路の拡幅工事を行なったのみみられる。この用水は、末正区内も通っており、その部分だけ拡幅しないというわけにはいかないから、末正区に水路周辺の土地を提供してもらい、その代わりに毎年一二月五日を納入期限として、「年貢米」として三等合格米の玄米四斗を納める、と約束したものである。そして、末正区で耕地整理を実施して、今回提供した分の土地を拡大した場合は、この「年貢米」納入を停止する、としている。

この約定は、いやでも、末正区を耕地整理へと向かわせずにはおくまい。第一に、他の区が実施する耕地整理の一環として、区内の土地のほんの一部にもせよ、その改良工事が他の区の手で行われること。第二に、「年貢米」納入の約定が、将来における末正区での耕地整理の実施を前提にしていること。両者は、ともに、末正区の住民の意識を、耕地整理へと向かわしめる影響を与えたと考えて差支えなからう。ここに、末正区が、大正九年に、将来の耕地整理に伴う土地の「配当」原則を定めた、一つの背景を見ることができるとはなからうか。

しかし、丁度、その原則が設けられた大正九年に戦後恐慌が起こり、一九二〇年代の日本は経済不況の長期化に苦しむことになる。その影響もあったと思われるが、末正区での耕地整理は、その後も容易に進展しなかったと見られる。長期不況が昭和恐慌というカタストロフィーに至った後、昭和七年(一九三二)から政府の時局匡救事業が開始されるが、末正区では、それを耕地整理事業として展開することになる(42)。

そして、これを境に、末正区では、地主—小作関係や、土地所有

権の行使に対する住民組織の規制、そしてその背後に伏在すると思われる割地慣行の影は、見られなくなっていく。

### まとめにかえて

ここでは、日本における近代的土地所有の実相を、住民組織との関係を軸に、明治・大正期の石川県石川郡蝶屋村末正区での事例に即して検討してみた。

末正区では、近世の村に由来する住民組織である区が、土地所有と地主—小作関係に対して、極めて強い規制を加えていることを確認した。次いで、こうした規制の背後には、近世以来、石川県域に広範に行われ、壬申地券の交付や地租改正を経てもなお堅持されている割地慣行が伏在することを指摘した。さらに、割地慣行が耕地整理事業によって解消されるのに伴い、規制も解除されていったものと推定した。

こうした検討結果をふまえて、土地所有をその実現という角度から見たとき、わが近代的土地所有はその法的確定後においても、「私人の自由」な土地所有たり得ることを制約する契機が、国体をその法源とする国家以外に、社会的にも存在することを認めざるを得ないのでなからうか。

もつとも、ここで開示し得た歴史認識を、日本における近代的土地所有の全体像の中に位置していくためには、「近代」や「土地所有」などの理論的探究、そして地主制研究の既往の成果との照合などとともに、歴史学固有の第一次的な研究課題である事例研究の蓄積が不可欠であろう。後者は、「地域」から歴史像を組み立てる、というなかなか厄介な歴史研究の方法的開発の試みを、当然のこととして、伴わざるを得まい。これらは、すべて今後の宿題として、ここでは残されている。

(1) ここでいう住民組織とは、その地方制度上の外被においては、村請制の規範の下にあった近世の村に由来し、地方三新

法体制下で地域団体・自治団体としての法的地位を認められ、町村制下で財産区たり得るものとされたものだが、明治地方自治制下にあつて地域自治の実存の一端を、その基底において担う団体の謂である。前述の制度的外被の内実がかならずしも不変であるとは言えず、またその内実が町村制以前においても地域自治の実存そのものと単純には理解し得ないことについては、拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、一九九三年一〇月、第二編第四章「地方三新法体制下における町村の法的地位」および同第五章「町村制制定の歴史的意義」、また拙稿「連合村の形成——石川県吉野谷の事例——」（金沢大学『日本海域研究』第三三号、二〇〇二年三月）を参照。

なお、住民組織は、如上の団体に尽きるものではなく、そこから派生したり、その内部や外部にそれと密接な関係をもちつつ成立したり、あるいはその解体後に新たに編成されたりしたものを含んでいるが、それらはここでの検討の対象からは外しておきたい。

(2) 坂根嘉弘「近代的土地所有の概観と特質」（渡辺尚志・五味文彦編『土地所有史』新体系日本史3、山川出版社、二〇〇二年二月、IV・序章）を参照。

(3) 前掲拙著『地租改正と地方制度』第三編「地租と明治国家」、また拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、二〇〇一年七月、第七章「神田孝平の土地所有・地租論」および同第八章「近代的土地所有をめぐる法意識状況」を参照。

(4) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』第六章「石川県の割地慣行」を参照。

(5) 枋内札次『旧加賀藩田地割制度』壬生書院、一九三六年八月を参照。

(6) 安倍秀次郎編『石川県農地改革史』石川県農地開拓課、一九五七年三月、また高堀伊津子「石川県における明治以降の

割地制度の存廃に関する一考察」（昭和六三年度金沢大学教育学部内地留学研究報告、一九八九年三月）を参照。

(7) 鎌田久明「小作騒動から小作争議へ——石川県鹿島郡鳥屋村の斗争事例を中心として——」（『金沢大学法文学部論集』法経篇第四号、一九五七年一月を参照）。

(8) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』、第三章「地租改正」、七七頁を参照。

(9) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』、第六章を参照。

(10) 丹羽邦男『形成期の明治地主制』塙書房、一九六四年一月、二一五～二二七頁を参照。

(11) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』中部編、近藤出版社、一九七七年四月、五〇五頁を参照。なお、同書の加賀国の方は「天保郷帳」の数値である（同上、五頁を参照）。

(12) 同上、五〇五頁を参照。

(13) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』、第六章を参照。

(14) 前掲『旧高旧領取調帳』中部編、五〇〇頁を参照。

(15) 石川県編『石川県史資料』近代編（1）、同県、一九七七年一二月、四一頁を参照。

(16) 同上、四二～四三頁を参照。

(17) 同上、四一頁。なお、街道沿いに集落を営む景観は、平成一四年（二〇〇二）現在も基本的には変わっていない（蝶屋村史編纂専門委員会・蝶屋村史編纂委員会編『蝶屋の歴史』集落・資料編、美川町、二〇〇二年九月、七一頁の集落景観の空中撮影写真および九二頁の末正町住宅配置図を参照）。

(18) 石川県編『石川県史』第四編、同県、一九三二年三月、第一章第二節「郡市町村治」、一〇〇・一二八・一三九・一五八頁を参照。

(19) 石川県石川郡蝶屋尋常高等小学校校編『蝶屋村誌』同校、一九三四年三月、九頁を参照。

(20) 平成一四年（二〇〇二）二月一日現在、世帯数は二六世帯、

人口は一二一人である（前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、七三頁を参照）。後引の明治三三年（一九〇〇）一月二十四日の戸主連署の史料に登場する姓と、平成二二年（二〇一〇）二月三一日現在の末正町世帯主名簿にある姓とを比較すると、同史料に登場して現在ない姓は三つ、また現在のはすべて同史料の姓と重なっている（同上、九二頁および三一〇、三一―頁を参照）。これを要するに、維新以来、否、おそらくは近世後期以来、現在にいたるまで、戸口の大半は、生業はさておき、系譜上では連続性を保ち、若干の離村ないし絶家はあったものの、分家ではない、既存系譜外の新規来住はなかったものと見られる。

(21) 前掲『蝶屋村誌』、八頁を参照。なお、反別は、各地目の数値を合算したものと、合計の数値とが合わないが、出典の記述をそのまま引用した。

(22) 石川県石川郡自治協会編『石川県石川郡誌』同会、一九二七年二月、六三三―六三四頁。

(23) 同上、六三四頁。

(24) 同上、六三七頁。

(25) 同上、六三八頁を参照。なお、蝶屋村全体を区域とする有限蝶屋信用販売購買組合の設立は、大正三年（一九一四）三月二八日付で許可されている（同上、三三三頁を参照）。

(26) 同上、六三五頁を参照。

(27) 同上、六三七頁。

(27) 同上、二四二頁を参照。

(29) 同上、六三八頁を参照。

(30) 前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、三〇八―三一二頁。

(31) 同上、九〇頁。なお、近世の村寄合に由来する住民集会は、平成一四年現在でも、石川県の農村部では広汎に見られるもので、末正町のケースはなんら特殊な事例ではない。

(32) 同上、三四八頁。

(33) 吉野谷村史編纂専門委員会編『吉野谷村史』史料編 近現代、吉野谷村、二〇〇一年三月、六八頁を参照。

(34) 前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、三六二―三六三頁を参照。

(35) 同上、三六〇頁。

(36) 地押調査は、明治一七年（一八八四）三月一五日付の太政官布告第七号で地租条例が制定されたのを受けて、同年二月一六日付の大蔵省達第八九号で「地租二関スル諸帳簿様式」が定められ、その諸帳簿整備のため、翌一八年（一八八五）二月付の大蔵省訓令主秘第一〇号でその実施が指令されて開始されるが、大蔵省でその実施の監督に当たった有尾敬重が後年の回顧談で「第二回の改租」と評したような大事業となつた（『本邦地租の沿革』日本勸業銀行内毎月会、一九一四年二月、一四一―一四二頁〔復刻版、御茶の水書房、一九七七年九月〕を参照）。

多くの府県で、地種・地目・反別・地価などが最終的に確定したのは、この地押調査によつてであると見られるが、管見の限りでは、まことに残念なことだが、これについての本格的な研究はまだなされていないように思われる。

なお、地押調査については、前掲拙著『日本の近代的土地所有』、七九―八〇頁および八七―八八頁を参照。

市制町村制施行に伴い、末正村が属する石川郡では、この「定約証」にあるように明治一九年（一八八六）から翌二〇年（一八八七）にかけて、この地押調査が実施されたものと見られる。

末正村と合併して蝶屋村を発足させることになる蓮池村に対して、明治二二年（一八八八）一月二七日付で、「地価修正一筆限帳」の進達につき同村の惣代に呼出状が出されている（前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、三〇六頁を参照）。また、同じ石川郡に属する吉野村の地主総代人に対して、同

年三月付で地価修正について地券の訂正を出願するものがあれば願い出よとの達が連合戸長役場から出されている（前掲「吉野谷村史」史料編 近現代、五〇頁を参照）。これらの地価修正の動きは、翌二二年五月二九日付で大蔵大臣が田畑地価特別修正法案を閣議へ提出したの始まる特別地価修正の動き（大蔵省主税局編「地租関係書類彙纂」〔大内兵衛・土屋喬雄「明治前期財政経済史料集成」第七巻、改造社、一九三三年三月所収〕、四〇六―四一二頁を参照）に先行するもので、地押調査の結果を受けたものと思われる。そう考えると、前述のように、石川郡での地押調査は明治一九年から翌二〇年にかけて実施された、と見るのが妥当な線だろう。

なお、地押調査の結果を受けた地価修正の動きと特別地価修正の関係については、前引の「地租関係書類彙纂」に収められた「明治二十二年八月法律第二十二号特別地価修正始末」では、次のように説明されている（同上、四〇七頁）。

改租ノ当時暗ニ精査ヲ二回改正ノ期ニ譲リタルモノアルノミナラス、改租ノ後子彼是異動アリテ実地ト帳簿ト適合セサルモノ多カリシ故ニ、明治十八年以後地押調査ヲ執行シテ改租ノ成蹟ヲシテ稍々正当ニ帰セシメタリト雖トモ、運輸交通ノ便若クハ商工製作ノ業駁々発達シテ米価ニ昂低ヲ生シ土地ノ盛衰ヲ転倒シ、之カ為メニ既定ノ地価ニ顯著ナル影響ヲ来シ到底地価修正ヲ挙行セサルヘカラサルノ機運ニ際セリ。

要するに、地押調査後にいよいよ地価修正の機運が高まったというのである。ここでも、地押調査の結果、「改租ノ成蹟ヲシテ稍々正当ニ帰セシメタ」と、それを受けた地価修正の実施を認めているが、いったい、それは如何なる内容のものなのだろうか。同「始末」は、地租条例の制定と地価修正の関係に言及して、「此ノ条例ニ依リ初定ノ地価ハ開墾地目変換ニアラサレハ地価ニ修正セサルコト、ナレリ。」（同上、

四〇七頁）と説明しており、地押調査の結果を受けた地価修正は、開墾を理由とした地目変換の場合に限ってなされたと、ひと先ずは見えておきたい。しかし、この問題の解決は、各府県での地押調査の実態を明らかにする、今後の研究に俟つべきだろう。

(37) 前掲「石川県石川郡誌」、二二五―二二六頁および七八〇―七八二頁を参照。

(38) 須々田黎吉「耕地整理・解題——「畦畔改良」「田区改正」時代から耕地整理法の成立まで——」（飯沼二郎・須々田黎吉編「明治農書全集」第一巻「農具・耕地整理」、農山漁村文化協会、一九八五年一月所収）を参照。また、石川郡立模範農場の田区改正に始まる石川県の耕地整理事業の創始・展開過程については、室谷専一編「石川県耕地整理事業」石川県農会、一九〇〇年七月（前掲「明治農書全集」第一巻に抄録）を参照。

(39) 前掲「蝶屋の歴史」集落・資料編、三三九頁を参照。

(40) 前掲「石川県石川郡誌」、二四二頁を参照。

(41) 前掲「蝶屋の歴史」集落・資料編、三五〇頁。

(42) 同上、三六五―三六七頁を参照。

（付記）

本稿は、二〇〇二年七月一四日に開催された近世史研究会（東京大学）の例会、および同年十一月一〇日に開催された近代民衆史研究会の秋季研究会での報告の一部をまとめたものである。研究会の貴重な時間を割いて、筆者の拙い研究に発表の機会を与られ、大変示唆に富む数々の助言を頂いた、両研究会の会員諸氏に対し、深く謝意を表したい。